

【表紙】

|               |                                                                                       |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】        | 公開買付届出書の訂正届出書                                                                         |
| 【提出先】         | 関東財務局長                                                                                |
| 【提出日】         | 2025年 8 月 8 日                                                                         |
| 【届出者の氏名又は名称】  | P C G V I - 1 株式会社                                                                    |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号                                                                 |
| 【最寄りの連絡場所】    | 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業                        |
| 【電話番号】        | 03 - 6775 - 1000(代表)                                                                  |
| 【事務連絡者氏名】     | 弁護士 勝間田 学 / 同 阿井 崇宏                                                                   |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 該当事項はありません。                                                                           |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。                                                                           |
| 【最寄りの連絡場所】    | 該当事項はありません。                                                                           |
| 【電話番号】        | 該当事項はありません。                                                                           |
| 【事務連絡者氏名】     | 該当事項はありません。                                                                           |
| 【縦覧に供する場所】    | P C G V I - 1 株式会社<br>(東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、P C G V I - 1 株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社 D D グループをいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

- (注11) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)又は第14条(d)及びこれらの条項に基づく規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類、並びに対象者の公表事項の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容ではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、それらの役員の一部又は全部が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。
- (注12) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注13) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関連者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注14) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e - 5(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行なった者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)により米国においても英文で開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年7月15日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年8月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である公開買付開始公告(2025年8月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者への出資ストラクチャーに変更があったこと、及び、松村氏が株式累積投資を通じて対象者の単元未満株式を間接的に所有していることが判明したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を変更するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

### 第1 公開買付要項

#### 3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

#### 8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

### 第2 公開買付者の状況

#### 1 会社の場合

(1) 会社の概要

資本金の額及び発行済株式の総数

公開買付届出書の添付書類

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

## 第 1 【公開買付要項】

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者は、本公開買付けに関連して、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(所有株式数：4,998,403株、所有割合(注1)：27.59%、以下「松村氏」といいます。))との間で、2025年7月14日付で、株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。))及び応募契約(以下「本応募契約」といいます。))を締結しております。本株式譲渡契約において、本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。))後、松村氏が議決権の全てを所有し対象者の第二位株主である株式会社松村屋(所有株式数：1,488,000株、所有割合：8.21%、以下「松村屋」といいます。))の普通株式(以下「松村屋株式」といいます。))の全てを公開買付者に譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。))を合意しております。また、本株式譲渡に先立ち松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う会社とするため、本株式譲渡契約に基づき、本株式譲渡を実行するための前提条件として、本株式譲渡前までに、( )松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う新設分割会社とし、その余の資産、負債並びに契約上の地位及びこれに付随する権利義務を新設分割設立会社(以下「新・松村屋」といいます。))に承継する新設分割手続(以下「本新設分割」といいます。))を行うこと、( )松村屋が所有することとなる新・松村屋の株式を松村氏に現物分配すること(以下「本現物分配」といいます。))を規定しております。なお、本株式譲渡における松村屋株式の譲渡価額が、( )松村屋が所有する対象者株式(1,488,000株)に本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))(1株につき1,700円)を乗じた金額(2,529,600,000円)から、( )本株式譲渡の実行日において松村屋が負担する一切の債務を控除し、( )本株式譲渡の実行日における松村屋の資産の額を加算した額と設定される場合には、松村屋が対象者株式の所有・管理を目的とする資産管理会社であることを踏まえると、松村屋株式の譲渡価額は、松村屋がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められるだけでなく、法第27条の2第3項及び令第8条第3項に定める公開買付価格の均一性に反せず、法律上も許容されると判断したことから、公開買付者及び松村氏は、本株式譲渡契約を締結しております。本株式譲渡の具体的な時期については、本スクイズアウト手続後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、今後、松村氏と協議の上、検討する予定です。また、本株式譲渡後、公開買付者を吸収合併存続会社、松村屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。本応募契約において松村氏は、( )その所有する対象者株式(4,998,403株、所有割合：27.59%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき松村氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(4,503株)を除く4,993,900株について本公開買付けに応募すること、( )本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び本応募合意株式を除きます。))を取得できなかった場合、本公開買付けの成立後に、本スクイズアウト手続を実施するために必要な協力を行うことを合意しております。また、本取引成立後、第三者割当の方法により松村氏が公開買付者に対してその発行済株式総数の5.00%程度に相当する出資(以下「本再出資」といいます。))を行う旨の契約(以下「本再出資契約」といいます。))を締結しております。加えて、公開買付者は、松村氏との間で、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。))を締結しております。また、公開買付者は、松村屋との間で、2025年7月14日付で本応募契約(以下「本本応募契約」といいます。))を締結し、松村屋が所有する対象者株式の全て(1,488,000株(以下「本本応募合意株式」といいます。))、所有割合：8.21%)について本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。なお、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格は対象者株式の評価額を前提として決定され、当該対象者株式の評価額は、本公開買付価格と同一の価格である1株当たり1,700円とする予定であり、当該評価額より低い価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格が決定されることはありません。また、本再出資は、松村氏が本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたる予定であることから実施されるものであり、松村氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。

< 中略 >

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2025年7月14日に公表した「2026年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。))に記載された2025年5月31日現在の対象者の発行済株式数(18,455,019株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(338,833株)を控除した株式数(18,116,186株)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

以上より、本再出資により、松村氏が5.00%の議決権割合に相当する公開買付者の普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定しており、松村氏及び公開買付者の合意に基づいて本公開買付けを行うものであるため、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注2)に該当します。

(注2) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け(公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。)をいいます(東京証券取引所有価証券上場規程第441条参照)。

< 中略 >

本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの成立後、決済の開始日の2営業日前までに、ポラリスは、当該時点において所有する公開買付者の全ての普通株式をポラリス・ファンドV Iに譲渡し、公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、ポラリスが無限責任組合員を務めるポラリス第六号投資事業有限責任組合(以下「ポラリス・ファンドV I」といいます。)から出資を受ける予定です。また、公開買付者は、ポラリスの完全子会社から投資機会に係る情報提供等を受けるCrown CG Private Equity Fund 2024, L.P.(以下「Crown」といいます。)、Jewel CG Private Equity Fund 2024, L.P.(以下「Jewel」といいます。)、Tiara CG Private Equity Fund 2024, L.P.(以下「Tiara」といいます。)からの出資、並びに、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)、トラスト・キャピタル・メザニン2022投資事業組合(以下「トラスト・キャピタル・メザニン」といいます。)、及び、NECキャピタルソリューション株式会社(以下「NECキャピタルソリューション」といいます。))からの借入れを受けることを予定しております。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、ポラリス・ファンドV I、Crown、Jewel、Tiaraから、それぞれ、13,611,594,985円、1,797,957,380円、2,031,691,839円、2,571,079,053円を上限として出資を受けるとともに、決済の開始日の1営業日前までに三井住友銀行、トラスト・キャピタル・メザニン、NECキャピタルソリューションから、それぞれ、総額20,650,000千円、3,000,000千円、2,000,000千円を上限として借入れ(以下、これらの借入れを総称して「本買収ローン」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、三井住友銀行、トラスト・キャピタル・メザニン及びNECキャピタルソリューションとそれぞれ別途協議の上、本買収ローンに係る各融資契約において定めることとされておりますが、同契約では、公開買付者が本取引により取得する対象者株式が担保に供されるほか、本スクイズアウト手続の完了後は、対象者の一定の資産等に担保が設定されること、及び対象者が公開買付者の連帯保証人になることが予定されております。

< 後略 >

(訂正後)

## &lt; 前略 &gt;

公開買付者は、本公開買付けに関連して、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(所有株式数：4,998,403株(注1)、所有割合(注2)：27.59%、以下「松村氏」といいます。))との間で、2025年7月14日付で、株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。))及び応募契約(以下「本応募契約」といいます。))を締結しております。本株式譲渡契約において、本スクイーズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。))後、松村氏が議決権の全てを所有し対象者の第二位株主である株式会社松村屋(所有株式数：1,488,000株、所有割合：8.21%、以下「松村屋」といいます。))の普通株式(以下「松村屋株式」といいます。))の全てを公開買付者に譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。))を合意しております。また、本株式譲渡に先立ち松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う会社とするため、本株式譲渡契約に基づき、本株式譲渡を実行するための前提条件として、本株式譲渡前までに、( )松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う新設分割会社とし、その余の資産、負債並びに契約上の地位及びこれに付随する権利義務を新設分割設立会社(以下「新・松村屋」といいます。))に承継する新設分割手続(以下「本新設分割」といいます。))を行うこと、( )松村屋が所有することとなる新・松村屋の株式を松村氏に現物分配すること(以下「本現物分配」といいます。))を規定しております。なお、本株式譲渡における松村屋株式の譲渡価額が、( )松村屋が所有する対象者株式(1,488,000株)に本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))(1株につき1,700円)を乗じた金額(2,529,600,000円)から、( )本株式譲渡の実行日において松村屋が負担する一切の債務を控除し、( )本株式譲渡の実行日における松村屋の資産の額を加算した額と設定される場合には、松村屋が対象者株式の所有・管理を目的とする資産管理会社であることを踏まえると、松村屋株式の譲渡価額は、松村屋がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められるだけでなく、法第27条の2第3項及び令第8条第3項に定める公開買付価格の均一性に反せず、法律上も許容されると判断したことから、公開買付者及び松村氏は、本株式譲渡契約を締結しております。本株式譲渡の具体的な時期については、本スクイーズアウト手続後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、今後、松村氏と協議の上、検討する予定です。また、本株式譲渡後、公開買付者を吸収合併存続会社、松村屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。本応募契約において松村氏は、( )その所有する対象者株式(4,998,403株、所有割合：27.59%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき松村氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(4,503株)を除く4,993,900株について本公開買付けに応募すること、( )本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び本応募合意株式を除きます。))を取得できなかった場合、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を実施するために必要な協力を行うことを合意しております。また、本取引成立後、第三者割当の方法により松村氏が公開買付者に対してその発行済株式総数の5.00%程度に相当する出資(以下「本再出資」といいます。))を行う旨の契約(以下「本再出資契約」といいます。))を締結しております。加えて、公開買付者は、松村氏との間で、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。))を締結しております。また、公開買付者は、松村屋との間で、2025年7月14日付で本応募契約(以下「本本応募契約」といいます。))を締結し、松村屋が所有する対象者株式の全て(1,488,000株(以下「本本応募合意株式」といいます。))、所有割合：8.21%)について本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。なお、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格は対象者株式の評価額を前提として決定され、当該対象者株式の評価額は、本公開買付価格と同一の価格である1株当たり1,700円とする予定であり、当該評価額より低い価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格が決定されることはありません。また、本再出資は、松村氏が本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたる予定であることから実施されるものであり、松村氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。

< 中略 >

- (注1) 松村氏が株式累積投資を通じて間接的に所有する対象者株式43株(小数点以下を切捨て)は含まれておりません。以下、松村氏の所有株式数について同じです。
- (注2) 「所有割合」とは、対象者が2025年7月14日に公表した「2026年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年5月31日現在の対象者の発行済株式数(18,455,019株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(338,833株)を控除した株式数(18,116,186株)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

以上より、本再出資により、松村氏が5.00%の議決権割合に相当する公開買付者の普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定しており、松村氏及び公開買付者の合意に基づいて本公開買付けを行うものであるため、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注3)に該当します。

- (注3) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け(公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。)をいいます(東京証券取引所有価証券上場規程第441条参照)。

< 中略 >

本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの成立後、決済の開始日の2営業日前までに、ポラリスは、当該時点において所有する公開買付者の全ての普通株式をポラリス・ファンドV Iに譲渡し、公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、ポラリスが無限責任組合員を務めるポラリス第六号投資事業有限責任組合(以下「ポラリス・ファンドV I」といいます。)から出資を受ける予定です。また、公開買付者は、ポラリスの完全子会社から投資機会に係る情報提供等を受けるCrown CG Private Equity Fund 2024, L.P.(以下「Crown」といいます。)、Jewel CG Private Equity Fund 2024, L.P.(以下「Jewel」といいます。)、Tiara CG Private Equity Fund 2024, L.P.(以下「Tiara」といいます。)からの出資、並びに、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)、トラスト・キャピタル・メザニン2022投資事業組合(以下「トラスト・キャピタル・メザニン」といいます。)、及び、NECキャピタルソリューション株式会社(以下「NECキャピタルソリューション」といいます。)からの借入れを受けることを予定しております。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、ポラリス・ファンドV I、Crown、Jewel、Tiaraから、それぞれ、13,611,543,000円、1,797,957,000円、2,031,691,000円、2,571,079,000円を上限として出資を受けるとともに、決済の開始日の1営業日前までに三井住友銀行、トラスト・キャピタル・メザニン、NECキャピタルソリューションから、それぞれ、総額20,650,000千円、3,000,000千円、2,000,000千円を上限として借入れ(以下、これらの借入れを総称して「本買収ローン」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、三井住友銀行、トラスト・キャピタル・メザニン及びNECキャピタルソリューションとそれぞれ別途協議の上、本買収ローンに係る各融資契約において定めることとされておりますが、同契約では、公開買付者が本取引により取得する対象者株式が担保に供されるほか、本スクイズアウト手続の完了後は、対象者の一定の資産等に担保が設定されること、及び対象者が公開買付者の連帯保証人になることが予定されております。

< 後略 >

## 8 【買付け等に要する資金】

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

(訂正前)

&lt; 前略 &gt;

## 【その他資金調達方法】

| 内容                            | 金額(円)          |
|-------------------------------|----------------|
| ポラリス・ファンドV Iによる普通株式の引受け(注1、2) | 13,611,594,985 |
| Crownによる普通株式の引受け(注3、4)        | 1,797,957,380  |
| Jewelによる普通株式の引受け(注5、6)        | 2,031,691,839  |
| Tiaraによる普通株式の引受け(注7、8)        | 2,571,079,053  |
| 計(d)                          | 20,012,323,257 |

(注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、ポラリス・ファンドV I から13,611,594,985円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年7月14日付で取得しております。

(注2) 公開買付者は、ポラリス・ファンドV I から以下の報告を受けることにより、ポラリス・ファンドV I の出資の確実性を確認しております。当組合は、日本法に基づき設立された投資事業有限責任組合です。当組合は、本出資を実行するにあたって、当組合の各組合員から必要な資金の出資を受ける予定です。当組合は、無限責任組合員であるポラリスのほか、有限責任組合員である国内の銀行、信用金庫、信託銀行、証券会社、系統金融機関、保険会社、事業会社、企業年金基金及び公的年金基金で構成されています。当組合の組合員は、投資事業有限責任組合契約において、それぞれ一定額を上限額(以下「出資約束金額」といいます。)として当組合に金銭出資を行うことを約束しており、当組合の無限責任組合員であるポラリスから出資要請通知を受けた場合には、各組合員は、各自の出資約束金額から既にその組合員が出資した金額を控除した金額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した金額の出資を行う義務を負っています。また、一部の組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の組合員はその出資義務を免れるものではなく、無限責任組合員は、当組合が本出資の金額に相当する資金を拠出することができるよう、一定の範囲において、当該不履行によって生じた不足分について、他の組合員に対してそれぞれの出資約束金額の割合に応じた金額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

(注3) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、Crownから1,797,957,380円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年7月14日付で取得しております。

(注4) 公開買付者は、Crownから以下の報告を受けることにより、Crownの出資の確実性を確認しております。Crownは、ケイマン諸島法に基づいて設立及び登録された免税リミテッド・パートナーシップであり、そのリミテッド・パートナーは海外の保険会社により構成されています。Crownは、本出資を実行するにあたって、Crownの各リミテッド・パートナーから必要な資金の出資を受ける予定です。Crownのジェネラル・パートナーが金銭出資の履行を求める通知をリミテッド・パートナーに対して発行した場合には、各リミテッド・パートナーは、当該出資が関連法令又は投資方針に抵触する場合等一定の例外的な場合を除いて、それぞれの出資約束の未使用額(以下「未使用コミットメント金額」といいます。)の割合に応じて、未使用コミットメント金額を超えない範囲で、Crownに対して出資を行うことが義務付けられています。また、一部のリミテッド・パートナーが出資義務を履行しない場合、Crownのジェネラル・パートナーは、Crownが本出資の金額に相当する資金を拠出することができるよう、他のリミテッド・パートナーに対して、未使用コミットメント金額を超えない範囲で、未使用コミットメント金額の割合に応じて当該出資が履行されなかった金額を補う追加出資を行うよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

(注5) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、Jewelから2,031,691,839円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年7月14日付で取得しております。

- (注6) 公開買付者は、Jewelから以下の報告を受けることにより、Jewelの出資の確実性を確認しております。Jewelは、ケイマン諸島法に基づいて設立及び登録された免税リミテッド・パートナーシップであり、そのリミテッド・パートナーは海外のファンド・オブ・ファンズ及び事業会社により構成されています。Jewelは、本出資を実行するにあたって、Jewelの各リミテッド・パートナーから必要な資金の出資を受ける予定です。Jewelのジェネラル・パートナーが金銭出資の履行を求める通知をリミテッド・パートナーに対して発行した場合には、各リミテッド・パートナーは、当該出資が関連法令又は投資方針に抵触する場合等一定の例外的な場合を除いて、それぞれの未使用コミットメント金額の割合に応じて、未使用コミットメント金額を超えない範囲で、Jewelに対して出資を行うことが義務付けられています。また、一部のリミテッド・パートナーが出資義務を履行しない場合、Jewelのジェネラル・パートナーは、Jewelが本出資の金額に相当する資金を拠出することができるよう、他のリミテッド・パートナーに対して、未使用コミットメント金額を超えない範囲で、未使用コミットメント金額の割合に応じて当該出資が履行されなかった金額を補う追加出資を行うよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができる。
- (注7) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、Tiaraから2,571,079,053円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年7月14日付で取得しております。
- (注8) 公開買付者は、Tiaraから以下の報告を受けることにより、Tiaraの出資の確実性を確認しております。Tiaraは、ケイマン諸島法に基づいて設立及び登録された免税リミテッド・パートナーシップであり、そのリミテッド・パートナーは海外の公的年金基金及びファンド・オブ・ファンズにより構成されています。Tiaraは、本出資を実行するにあたって、Tiaraの各リミテッド・パートナーから必要な資金の出資を受ける予定です。Tiaraのジェネラル・パートナーが金銭出資の履行を求める通知をリミテッド・パートナーに対して発行した場合には、各リミテッド・パートナーは、当該出資が関連法令又は投資方針に抵触する場合等一定の例外的な場合を除いて、それぞれの未使用コミットメント金額の割合に応じて、未使用コミットメント金額を超えない範囲で、Tiaraに対して出資を行うことが義務付けられています。また、一部のリミテッド・パートナーが出資義務を履行しない場合、Tiaraのジェネラル・パートナーは、Tiaraが本出資の金額に相当する資金を拠出することができるよう、他のリミテッド・パートナーに対して、未使用コミットメント金額を超えない範囲で、未使用コミットメント金額の割合に応じて当該出資が履行されなかった金額を補う追加出資を行うよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができる。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

45,662,323,257円((a)+(b)+(c)+(d))

(訂正後)

< 前略 >

【その他資金調達方法】

| 内容                            | 金額(円)          |
|-------------------------------|----------------|
| ポラリス・ファンドV Iによる普通株式の引受け(注1、2) | 13,611,543,000 |
| Crownによる普通株式の引受け(注3、4)        | 1,797,957,000  |
| Jewelによる普通株式の引受け(注5、6)        | 2,031,691,000  |
| Tiaraによる普通株式の引受け(注7、8)        | 2,571,079,000  |
| 計(d)                          | 20,012,270,000 |

- (注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、ポラリス・ファンドV Iから13,611,543,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年8月8日付で取得しております。
- (注2) 公開買付者は、ポラリス・ファンドV Iから以下の報告を受けることにより、ポラリス・ファンドV Iの出資の確実性を確認しております。当組合は、日本法に基づき設立された投資事業有限責任組合です。当組合は、本出資を実行するにあたって、国内大手銀行から必要な資金の融資を受ける予定です。当該銀行は、当組合との間のコミットメントライン契約に基づき、極度貸付の貸付義務を負っており、当組合は、当該銀行に対して、貸付実行希望日の10営業日前までに借入仮申込書を、その後、貸付実行希望日の3営業日前までに借入申込書を提出することにより、未使用の極度額の範囲内で、当該銀行から貸付を受けることができます。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、Crownから1,797,957,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年8月8日付で取得しております。

- (注4) 公開買付者は、Crownから以下の報告を受けることにより、Crownの出資の確実性を確認しております。Crownは、ケイマン諸島法に基づいて設立及び登録された免税リミテッド・パートナーシップであり、そのリミテッド・パートナーは海外の保険会社により構成されています。Crownは、本出資を実行するにあたって、国内大手銀行から必要な資金の融資を受ける予定です。当該銀行は、当組合との間のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に基づき、極度貸付の貸付義務を負っており、当組合は、当該銀行に対して、貸付実行希望日の3営業日前までに借入申込書を送付することにより、未使用の極度額の範囲内で、当該銀行から貸付を受けることができます。
- (注5) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、Jewelから2,031,691,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年8月8日付で取得しております。
- (注6) 公開買付者は、Jewelから以下の報告を受けることにより、Jewelの出資の確実性を確認しております。Jewelは、ケイマン諸島法に基づいて設立及び登録された免税リミテッド・パートナーシップであり、そのリミテッド・パートナーは海外のファンド・オブ・ファンズ及び事業会社により構成されています。Jewelは、本出資を実行するにあたって、国内大手銀行から必要な資金の融資を受ける予定です。当該銀行は、当組合との間のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に基づき、極度貸付の貸付義務を負っており、当組合は、当該銀行に対して、貸付実行希望日の3営業日前までに借入申込書を送付することにより、未使用の極度額の範囲内で、当該銀行から貸付を受けることができます。
- (注7) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、Tiaraから2,571,079,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年8月8日付で取得しております。
- (注8) 公開買付者は、Tiaraから以下の報告を受けることにより、Tiaraの出資の確実性を確認しております。Tiaraは、ケイマン諸島法に基づいて設立及び登録された免税リミテッド・パートナーシップであり、そのリミテッド・パートナーは海外の公的年金基金及びファンド・オブ・ファンズにより構成されています。Tiaraは、本出資を実行するにあたって、国内大手銀行から必要な資金の融資を受ける予定です。当該銀行は、当組合との間のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に基づき、極度貸付の貸付義務を負っており、当組合は、当該銀行に対して、貸付実行希望日の3営業日前までに借入申込書を送付することにより、未使用の極度額の範囲内で、当該銀行から貸付を受けることができます。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

45,662,270,000円((a)+(b)+(c)+(d))

## 第 2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

(訂正前)

2025年 7 月15日現在

| 資本金の額(円) | 発行済株式の総数(株) |
|----------|-------------|
| 25,000   | 100,000,000 |

(注) 公開買付者は、上記「第 1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、20,012,323,257円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されています。

(訂正後)

2025年 7 月15日現在

| 資本金の額(円) | 発行済株式の総数(株) |
|----------|-------------|
| 25,000   | 100,000,000 |

(注) 公開買付者は、上記「第 1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、20,012,270,000円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されています。

## 公開買付届出書の添付書類

### (1) 出資証明書

2025年7月15日付公開買付届出書の添付資料である出資証明書の内容を変更した出資証明書を2025年8月8日付で再度取得いたしましたので、添付の出資証明書と差し替えます。

### (2) 2025年7月15日付公開買付開始公告

#### 1. 公開買付けの目的

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者は、本公開買付けに関連して、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(所有株式数：4,998,403株、所有割合(注1)：27.59%、以下「松村氏」といいます。))との間で、2025年7月14日付で、株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。))及び応募契約(以下「本応募契約」といいます。))を締結しております。本株式譲渡契約において、対象者の株主を公開買付者及び松村屋のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。))後、松村氏が議決権の全てを所有し対象者の第二位株主である株式会社松村屋(所有株式数：1,488,000株、所有割合：8.21%、以下「松村屋」といいます。))の普通株式(以下「松村屋株式」といいます。))の全てを公開買付者に譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。))を合意しております。また、本株式譲渡に先立ち松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う会社とするため、本株式譲渡契約に基づき、本株式譲渡を実行するための前提条件として、本株式譲渡前までに、( )松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う新設分割会社とし、その余の資産、負債並びに契約上の地位及びこれに付随する権利義務を新設分割設立会社(以下「新・松村屋」といいます。))に承継する新設分割手続を行うこと、( )松村屋が所有することとなる新・松村屋の株式を松村氏に現物分配することを規定しております。なお、本株式譲渡における松村屋株式の譲渡価額が、( )松村屋が所有する対象者株式(1,488,000株)に本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))(1株につき1,700円)を乗じた金額(2,529,600,000円)から、( )本株式譲渡の実行日において松村屋が負担する一切の債務を控除し、( )本株式譲渡の実行日における松村屋の資産の額を加算した額と設定される場合には、松村屋が対象者株式の所有・管理を目的とする資産管理会社であることを踏まえると、松村屋株式の譲渡価額は、松村屋がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められるだけでなく、法第27条の2第3項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。))第8条第3項に定める公開買付価格の均一性に反せず、法律上も許容されると判断したことから、公開買付者及び松村氏は、本株式譲渡契約を締結しております。本株式譲渡の具体的な時期については、本スクイズアウト手続後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、今後、松村氏と協議の上、検討する予定です。また、本株式譲渡後、公開買付者を吸収合併存続会社、松村屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。本応募契約において松村氏は、( )その所有する対象者株式(4,998,403株、所有割合：27.59%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき松村氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(4,503株)を除く4,993,900株について本公開買付けに応募すること、( )本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。))を取得できなかった場合、本公開買付けの成立後に、本スクイズアウト手続を実施するために必要な協力を行うことを合意しております。また、本取引成立後、第三者割当の方法により松村氏が公開買付者に対してその発行済株式総数の5.00%程度に相当する出資(以下「本再出資」といいます。))を行う旨の契約を締結しております。加えて、公開買付者は、松村氏との間で、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約を締結しております。また、公開買付者は、松村屋との間で、2025年7月14日付で不応募契約を締結し、松村屋が所有する対象者株式の全て(1,488,000株(以下「不応募合意株式」といいます。))、所有割合：8.21%)について本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。なお、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格は対象者株式の評価額を前提として決定され、当該対象者株式の評価額は、本公開買付価格と同一の価格である1株当たり1,700円とする予定であり、当該評価額より低い価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格が決定されることはありません。また、本再出資は、松村氏が本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたる予定であることから実施されるものであり、松村氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公

公開買付けの均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。

< 中略 >

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2025年7月14日に公表した「2026年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。))に記載された2025年5月31日現在の対象者の発行済株式数(18,455,019株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(338,833株)を控除した株式数(18,116,186株)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

以上より、本再出資により、松村氏が5.00%の議決権割合に相当する公開買付けの普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定しており、松村氏及び公開買付けの合意に基づいて本公開買付けを行うものであるため、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注2)に該当します。

(注2) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付けが対象者の役員である公開買付け(公開買付けが対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。))をいいます(東京証券取引所有価証券上場規程第441条参照)。

(訂正後)

< 前略 >

公開買付け者は、本公開買付けに関連して、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(所有株式数：4,998,403株(注1)、所有割合(注2)：27.59%、以下「松村氏」といいます。))との間で、2025年7月14日付で、株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。))及び応募契約(以下「本応募契約」といいます。))を締結しております。本株式譲渡契約において、対象者の株主を公開買付け者及び松村屋のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。))後、松村氏が議決権の全てを所有し対象者の第二位株主である株式会社松村屋(所有株式数：1,488,000株、所有割合：8.21%、以下「松村屋」といいます。))の普通株式(以下「松村屋株式」といいます。))の全てを公開買付け者に譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。))を合意しております。また、本株式譲渡に先立ち松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う会社とするため、本株式譲渡契約に基づき、本株式譲渡を実行するための前提条件として、本株式譲渡前までに、( )松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う新設分割会社とし、その余の資産、負債並びに契約上の地位及びこれに付随する権利義務を新設分割設立会社(以下「新・松村屋」といいます。))に承継する新設分割手続を行うこと、( )松村屋が所有することとなる新・松村屋の株式を松村氏に現物分配することを規定しております。なお、本株式譲渡における松村屋株式の譲渡価額が、( )松村屋が所有する対象者株式(1,488,000株)に本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。))(1株につき1,700円)を乗じた金額(2,529,600,000円)から、( )本株式譲渡の実行日において松村屋が負担する一切の債務を控除し、( )本株式譲渡の実行日における松村屋の資産の額を加算した額と設定される場合には、松村屋が対象者株式の所有・管理を目的とする資産管理会社であることを踏まえると、松村屋株式の譲渡価額は、松村屋がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められるだけでなく、法第27条の2第3項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。))第8条第3項に定める公開買付け価格の均一性に反せず、法律上も許容されると判断したことから、公開買付け者及び松村氏は、本株式譲渡契約を締結しております。本株式譲渡の具体的な時期については、本スクイズアウト手続後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、今後、松村氏と協議の上、検討する予定です。また、本株式譲渡後、公開買付け者を吸収合併存続会社、松村屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。本応募契約において松村氏は、( )その所有する対象者株式(4,998,403株、所有割合：27.59%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき松村氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(4,503株)を除く4,993,900株について本公開買付けに応募すること、( )本公開買付けにより公開買付け者が対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び本応募合意株式を除きます。))を取得できなかった場合、本公開買付けの成立後に、本スクイズアウト手続を実施するために必要な協力を行うことを合意しております。また、本取引成立後、第三者割当の方法により松村氏が公開買付け者に対してその発行済株式総数の5.00%程度に相当する出資(以下「本再出資」といいます。))を行う旨の契約を締結しております。加えて、公開買付け者は、松村氏との間で、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約を締結しております。また、公開買付け者は、松村屋との間で、2025年7月14日付

で不応募契約を締結し、松村屋が所有する対象者株式の全て(1,488,000株(以下「不応募合意株式」といいます。)、所有割合:8.21%)について本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。なお、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格は対象者株式の評価額を前提として決定され、当該対象者株式の評価額は、本公開買付価格と同一の価格である1株当たり1,700円とする予定であり、当該評価額より低い価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格が決定されることはありません。また、本再出資は、松村氏が本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたる予定であることから実施されるものであり、松村氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。

< 中略 >

(注1) 松村氏が株式累積投資を通じて間接的に所有する対象者株式43株(小数点以下を切捨て)は含まれておりません。以下、松村氏の所有株式数について同じです。

(注2) 「所有割合」とは、対象者が2025年7月14日に公表した「2026年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。))に記載された2025年5月31日現在の対象者の発行済株式数(18,455,019株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(338,833株)を控除した株式数(18,116,186株)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

以上より、本再出資により、松村氏が5.00%の議決権割合に相当する公開買付者の普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定しており、松村氏及び公開買付者の合意に基づいて本公開買付けを行うものであるため、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注3)に該当します。

(注3) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け(公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。))をいいます(東京証券取引所有価証券上場規程第441条参照)。